

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和6年3月15日（金）

（案件名）

- ・ 奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令案について（決裁案件）

（根拠）

○地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二～八 （略）

自治財政局 交付税課

高梨補佐 （内23362）